

重力加速度の大きさの範囲の考え方

平成14年3月20日
(改)平成22年4月30日

特定計量器検定検査規則

(重力加速度の大きさの範囲の表記)

第一百二十条 三級（目量の数（ひょう量を目量又は表記された感量で除した値（第二百二十八条で規定する多目量はかりにあっては、同条で規定する部分計量範囲の最大能力を当該部分計量範囲の目量で除した値をいう。）以下同じ。）が六千以下のものに限る。）又は四級のばね式指示はかり及び電気式はかり（検出部が電気式の非自動はかりをいう。以下同じ。）には、その見やすい箇所に、当該非自動はかりを使用する場所の重力の加速度の大きさの範囲が表記されていなければならない。ただし、重力の加速度の影響を分銅により補正する機構を有するもの（以下「自己補正機構付き電気式はかり」という。）にあっては、この限りでない。

重力加速度の表記に関して、日本全国を包括できる範囲は、**9.789～9.807 m/s²**となる。

重力の補正值 = $W \times (g_1 - g_2) / g_2$ ……《式1》

W: 検査荷重に相当する質量

g_1 : はかりに表記されている重力加速度の範囲の上限及び下限 (m/s²)

g_2 : 検査場所の重力加速度 (m/s²)

1. 同一エリア(使用場所)内での検定

例: 精度等級3級 目量の数 3000

重力加速度の範囲 (9.799～9.802 m/s²)

宮城県及び山形県にて使用

検査場所

宮城県 9.8010 m/s² (推定重力加速度)

重力の補正值 = $W \times (g_1 - g_2) / g_2$ ……《式1》

式1に重力加速度の範囲の上限又は下限を代入

上限値:

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_1 - g_2) / g_2 \\ &= 3000e \times (9.802 - 9.8010) / 9.8010 \\ &= +0.31e \end{aligned}$$

下限値:

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_1 - g_2) / g_2 \\ &= 3000e \times (9.799 - 9.8010) / 9.8010 \\ &= -0.61e \end{aligned}$$



3000e の検定公差は

2998.5e~3001.5e となる。

検査値の札幌から北での使用の場合は、補正量を考慮すると

$$2998.5e - 0.31e = 2998.19e$$

$$3001.5e - 0.31e = 3001.19e$$

2998.2e~3001.2eの範囲内に指示値があれば、合格となる。

同等に札幌から南での使用の場合は、

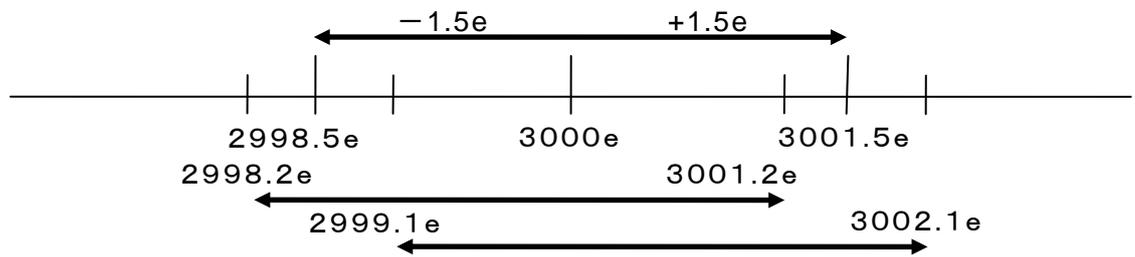
$$2998.5e + 0.61e = 2999.11e$$

$$3001.5e + 0.61e = 3002.11e$$

2999.1e~3002.1eの範囲内に指示値があれば、合格となる。

検査場所から北又は南での使用が限定できない場合は、

2999.1e~3001.2eとなり、検定公差が自ずと狭くなる。



2. 他エリア(使用場所)への検定

例: 精度等級3級 目量の数 3000

重力加速度の範囲(9.799~9.802 m/s²)

宮城県及び山形県にて使用

検査場所

東京都9.797 m/s²(推定重力加速度)

$$\text{重力の補正值} = W \times (g_1 - g_2) / g_2 \quad \dots \text{《式1》}$$

式1に重力加速度の範囲の上限又は下限を代入

上限値:

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_1 - g_2) / g_2 \\ &= 3000e \times (9.802 - 9.797) / 9.797 \\ &= +1.53e \end{aligned}$$

下限値:

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_1 - g_2) / g_2 \\ &= 3000e \times (9.799 - 9.797) / 9.797 \\ &= +0.61e \end{aligned}$$

3000e の検定公差は

2998.5e~3001.5e となる。

重力加速度の上限での使用の場合の補正量を考慮すると

$$2998.5e - 1.53e = 2996.97e$$

$$3001.5e - 1.53e = 2999.97e$$

2997.0e~3000.0eの範囲内に指示値があれば、合格となる。



重力加速度の下限での使用の場合の補正量を考慮すると

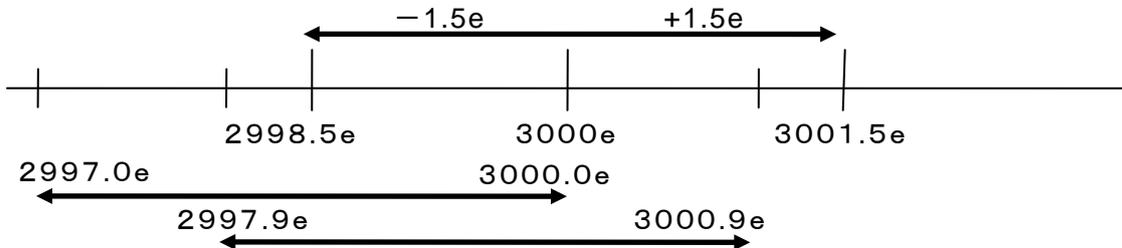
$$2998.5e - 0.61e = 2997.89e$$

$$3001.5e - 0.61e = 3000.89e$$

2997.9e ~ 3000.9e の範囲内に指示値があれば、合格となる。

上記の条件を考えると

2997.9e ~ 3000.0e となり、検定公差が自ずと狭くなる。



3. 使用する分銅に重力加速度を考慮して補正分銅を作成した場合

例：精度等級3級 目量の数 3000

重力加速度の範囲(9.799 ~ 9.802 m/s²)

宮城県及び山形県にて使用

検査場所

東京都 9.797 m/s² (推定重力加速度)

重力加速度の範囲の中心値・・・9.8005 m/s²

$$\begin{aligned} \text{分銅の補正} &= W \times (9.8005 - 9.797) / 9.797 \\ &= W \times 0.000357 \\ &= 3000e \times 0.000357 \\ &= 1.07e \end{aligned}$$

補正分銅の作成とは、重力加速度の大きさの範囲の中心値で検査を行うことになる。

上限値および下限値：

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_{1\text{Max}} - g_{\text{center}}) / g_{\text{center}} \\ &= 3000e \times (9.802 - 9.8005) / 9.8005 \\ &= +0.46e \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_{1\text{Min}} - g_{\text{center}}) / g_{\text{center}} \\ &= 3000e \times (9.799 - 9.8005) / 9.8005 \\ &= -0.46e \end{aligned}$$

重力加速度の上限での使用の場合の補正量を考慮すると

$$2998.5e - 0.46e = 2998.04e$$

$$3001.5e - 0.46e = 3001.04e$$

2998.0e ~ 3001.0e の範囲内に指示値があれば、合格となる。

重力加速度の下限での使用の場合の補正量を考慮すると

$$2998.5e + 0.46e = 2998.96e$$

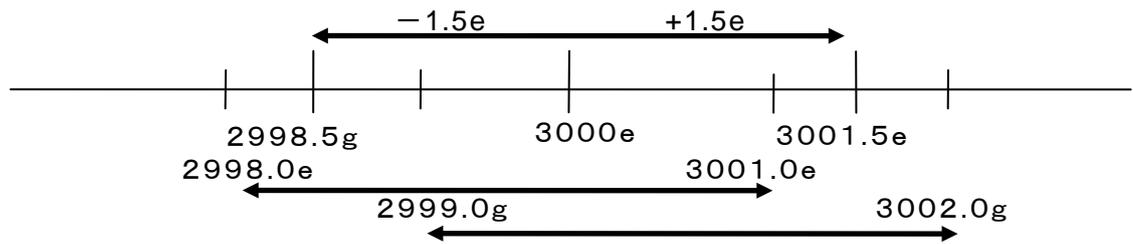
$$3001.5e + 0.46e = 3001.96e$$

2999.0e ~ 3002.0e の範囲内に指示値があれば、合格となる。

上記の条件を考えると



2999.0e~3001.0eとなり、検定公差が自ずと狭くなる



4. 他エリア(使用場所)への検定

例:精度等級3級 目量の数 6000

重力加速度の範囲(9.799~9.802 m/s²)

宮城県及び山形県にて使用

検査場所

東京都9.797 m/s²(推定重力加速度)

重力の補正值 = $W \times (g_1 - g_2) / g_2$ 《式1》

式1に重力加速度の範囲の上限又は下限を代入

上限値:

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_1 - g_2) / g_2 \\ &= 6000e \times (9.802 - 9.797) / 9.797 \\ &= +3.06e \end{aligned}$$

下限値:

$$\begin{aligned} \text{重力の補正值} &= W \times (g_1 - g_2) / g_2 \\ &= 6000e \times (9.799 - 9.797) / 9.797 \\ &= +1.22e \end{aligned}$$

6000e の検定公差は

5998.5e~6001.5eとなる。

重力加速度の上限での使用の場合の補正量を考慮すると

$$5998.5e - 3.06e = 5995.44e$$

$$6001.5e - 3.06e = 5998.44e$$

5995.4e~5998.4eの範囲内に指示値があれば、合格となる。

重力加速度の下限での使用の場合の補正量を考慮すると

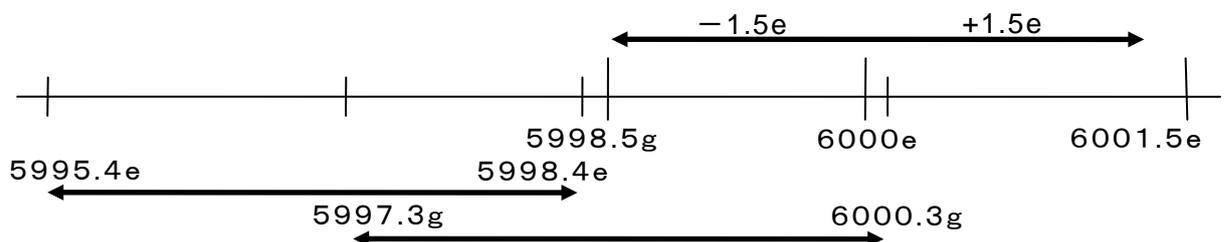
$$5998.5e - 1.22e = 5997.28e$$

$$6001.5e - 1.22e = 6000.28e$$

5997.3e~6000.3eの範囲内に指示値があれば、合格となる。

上記の条件を考えると

5997.3e~5998.4eとなり、検定公差が自ずと狭くなる。



下記に示すように、検定公差とはかりの目量の数の関係から重力加速度の範囲の大きさによってはかりの目量の数が制限される。

$$W \pm \text{重力の補正值} \leq \text{検定公差} \pm \text{検定公差} / 3$$

各精度等級において重力加速度の範囲の差により目量の数が異なる。

重力加速度の差と目量の数の関係			
重力加速度の差 (m/s ²)	精度等級と目量の数		
	3	4	
0.001	4900 < n ≤ 6000	100 < n ≤ 1000	
0.002			
0.003			
0.004			3920 < n ≤ 4900
0.005			3266 < n ≤ 3920
0.006			1866 < n ≤ 3266
0.007			1633 < n ≤ 1866
0.008			1451 < n ≤ 1633
0.009			1306 < n ≤ 1451
0.010			1187 < n ≤ 1306
0.011			1088 < n ≤ 1187
0.012			1005 < n ≤ 1088
0.013			466 < n ≤ 1005
0.014			435 < n ≤ 466
0.015			408 < n ≤ 435
0.016	384 < n ≤ 408		
0.017	362 < n ≤ 384		
0.018	100 ≤ n ≤ 362		

表1－重力加速度の差と目量の数の関係

計算上は表1に示す目量の数の範囲が考えられるが、旧検則(平成5年)時の使用地域と比較すると、

重力加速度の差と目量の数の関係		
重力加速度の差 (m/s ²)	精度等級と目量の数	
	3	4
0.001	4900 < n ≤ 6000	100 < n ≤ 1000
0.002		
0.003		
0.004	3920 < n ≤ 4900	
0.005	1000 < n ≤ 3920	
0.008	800 < n ≤ 1000	
0.013	100 < n ≤ 800	

表2－重力加速度の差と目量の数の関係

使用地域の区分と地域		旧検則の重力加速度の範囲(m/s ²)	実際の重力加速度(m/s ²)	重力加速度の差(m/s ²)
1区	釧路市、北見市、網走市、留萌市、稚内市、紋別市、根室市、留萌支庁管内、宗谷支庁管内、網走支庁管内、釧路支庁管内及び根室支庁管内	9.8055～9.8065	9.804～9.807	0.003
2区	札幌市、小樽市、旭川市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、石狩支庁管内、後志支庁管内、空知支庁管内及び上川支庁管内	9.8045～9.8055	9.804～9.806	0.002
3区	函館市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、登別市、伊達市、渡島支庁管内、桧山支庁管内、胆振支庁管内、日高支庁管内及び十勝支庁管内	9.8035～9.8045	9.803～9.806	0.003
4区	青森県	9.8025～9.8035	9.802～9.804	0.002
5区	岩手県及び秋田県	9.8015～9.8025	9.800～9.804	0.004
6区	宮城県及び山形県	9.8005～9.8015	9.799～9.802	0.003
7区	福島県、新潟県及び茨城県	9.7995～9.8005	9.798～9.801	0.003
8区	栃木県、富山県及び石川県	9.7985～9.7995	9.797～9.800	0.003
9区	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(八丈支庁管内及び小笠原支庁管内を除く。)、福井県、京都府、鳥取県及び島根県	9.7975～9.7985	9.796～9.799	0.003
10区	神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県及び香川県	9.7965～9.7975	9.795～9.798	0.003
11区	東京都(八丈支庁管内に限る。)愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	9.7955～9.7976	9.794～9.797	0.003
12区	熊本県及び宮崎県	9.7945～9.7955	9.794～9.796	0.002
13区	鹿児島県(名瀬市及び大島郡を除く。)	9.7935～9.7945	9.794～9.797	0.003
14区	東京都(小笠原支庁管内に限る。)	9.7925～9.7935	9.794～9.795	0.001
15区	鹿児島県(名瀬市及び大島郡に限る。)	9.7915～9.7925	9.791～9.794	0.003
16区	沖縄県	9.7905～9.7915	9.789～9.792	0.003

表3－使用地域と重力加速度の範囲との関係

平成12年8月一部改正前：目量の数 $\times 1000$ を超え3000以下は0.001(m/s²)の範囲内で使用(2区分の表記が可能)

実際には重力加速度の大きさから最大で0.005(m/s²)の範囲を見なしていたことになる。(一番大きい範囲として旧5.6区又は15.16区がある。)

従って、目量の数 $\times 1000$ 以下の非自動はかりは、重力加速度の範囲の差が0.005(m/s²)以上で計算上問題がなくとも、旧規則より誤差が大きくなるため下記のように考慮しなければならない。

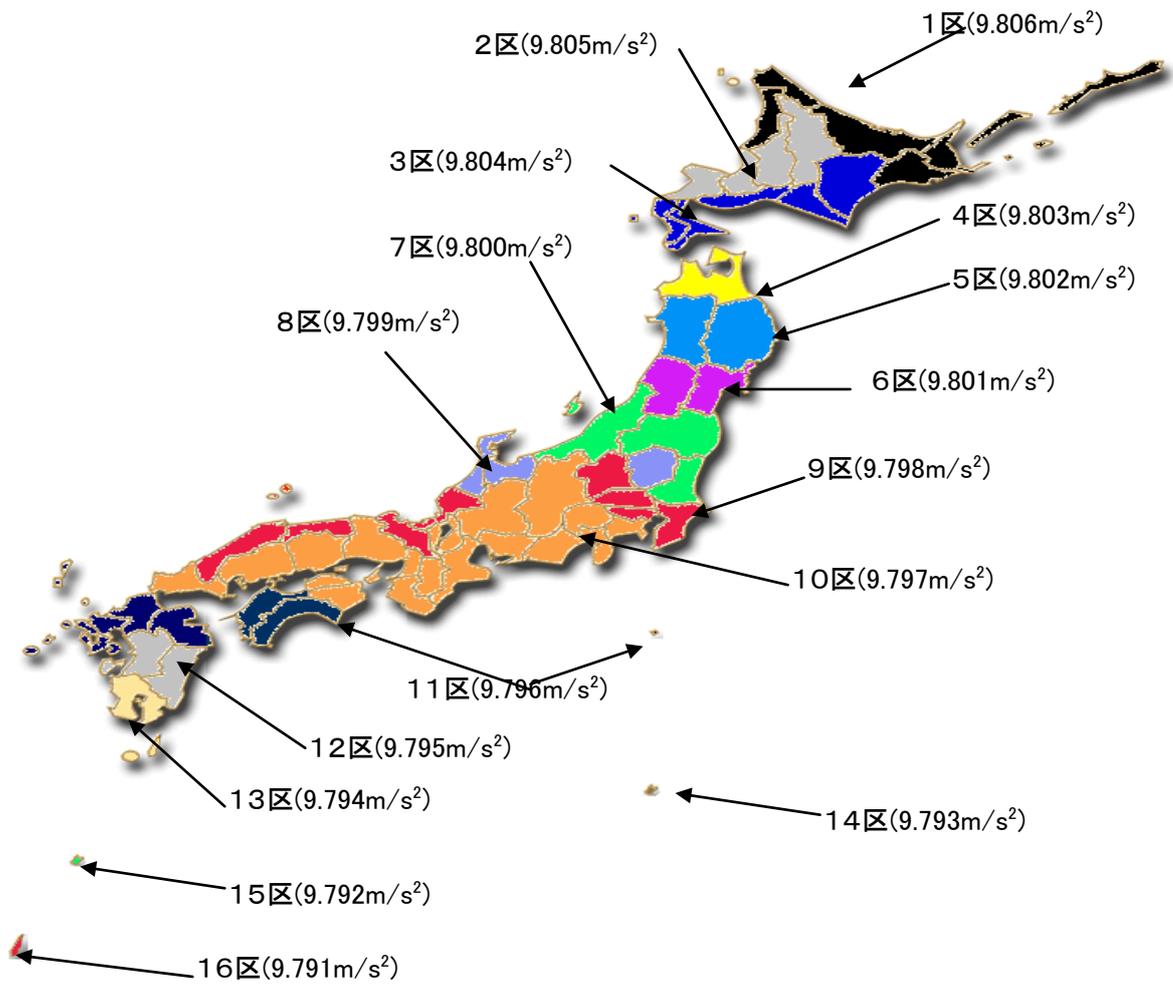


図1ー旧技術基準の使用地域マップ

都道府県別に見た、重力加速度の範囲

都道府県		重力加速度の範囲 (m/s ²)	目量の数	
			3級	4級
北海道地方	北海道	9.803～9.807	≦4900	≦1000
	道北地方(宗谷・上川・留萌) 道東地方(網走・根室・釧路)十勝地方を除く	9.804～9.807	≦6000	
	道央(石狩・後志・空知) 道南(檜山・胆振・日高・渡島) 十勝地方	9.803～9.806	≦6000	
東北地方	青森県	9.802～9.804	≦6000	
	岩手県	9.801～9.804		
	宮城県	9.800～9.802		
	秋田県	9.800～9.803		
	山形県	9.799～9.802		
	福島県	9.798～9.801		
関東甲信越地方	茨城県、新潟県	9.798～9.801	≦6000	
	栃木県	9.797～9.800		
	千葉県	9.797～9.799		
	神奈川県、山梨県	9.796～9.798		
	群馬県、埼玉県	9.796～9.799	≦4900	
	長野県	9.795～9.798		
	東京都	9.794～9.798		
	東京都(八丈支庁・小笠原支庁を除く)	9.796～9.798		
北陸地方	福井県	9.797～9.799	≦6000	
	富山県、石川県	9.797～9.800		
東海・近畿地方	静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県	9.796～9.798	≦6000	
	京都府、兵庫県	9.796～9.799		
中国・四国地方	山口県、広島県	9.796～9.797	≦6000	
	岡山県、鳥取県	9.796～9.798		
	島根県	9.796～9.799		
	香川県、愛媛県、徳島県、高知県	9.795～9.797		
九州地方	長崎県、福岡県、佐賀県	9.795～9.797	≦6000	
	熊本県	9.794～9.796		
	宮崎県	9.794～9.795		
	大分県	9.794～9.797	≦3922	
	鹿児島県	9.791～9.796		
	鹿児島県(薩摩地方に限る)	9.794～9.796	≦6000	
	鹿児島県(薩摩地方を除く)	9.791～9.794		
沖縄県	9.789～9.792			

表4－都道府県別に見た重力加速度の範囲

表4の都道府県毎の重力加速度の範囲を基に幾つかのパターンが考えられる。
パターンを下記に示す。

精度等級3級 目量の数4900～6000		
地域名	都道府県	重力加速度の範囲 (m/s^2)
道北・道東地方 (十勝地方を除く)	道北地方(宗谷・上川・留萌) 道東地方(網走・根室・釧路)	9.804～9.807
道央・道南・ 十勝地方	道央(石狩・後志・空知) 道南(檜山・胆振・日高・渡島) 十勝地方	9.803～9.806
東北地方	青森県、岩手県	9.801～9.804
	宮城県、秋田県	9.800～9.803
	山形県、宮城県	9.799～9.802
	福島県	9.798～9.801
関東甲信越地方	新潟県、茨城県	9.798～9.801
	栃木県	9.797～9.800
	千葉県、神奈川県、山梨県、群馬県、埼玉県、東京都 (八丈支庁・小笠原支庁を除く)	9.796～9.799
	長野県	9.795～9.798
	東京都(八丈支庁・小笠原支庁に限る)	9.794～9.796
北陸地方	福井県、富山県、石川県	9.797～9.800
東海・近畿・ 中国地方	静岡県、岐阜県、愛知県、三重県(東海4県) 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 (近畿2府4県) 山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県(中国5県)	9.796～9.799
四国地方	香川県、愛媛県、徳島県、高知県	9.795～9.797
九州地方	長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、 鹿児島県(薩摩地方に限る)	9.794～9.797
	鹿児島県(薩摩地方を除く)	9.791～9.794
沖縄地方	沖縄県	9.789～9.792

表5－地方別に見る重力加速度の範囲

精度等級3級 目量の数3920～4900		
都道府県		重力加速度の範囲 (m/s^2)
北海道地方	北海道	9.803～9.807
北東北地方	青森県、岩手県、秋田県	9.800～9.804
南東北地方	宮城県、山形県、福島県	9.798～9.802
関東甲信越地方	新潟県、茨城県、栃木県	9.797～9.801
	千葉県、神奈川県、山梨県、群馬県、埼玉県、長野県、東京都(小笠原支庁を除く)	9.795～9.799
	東京都	9.794～9.798
北陸・東海・近畿地方	福井県、富山県、石川県(北陸3県) 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、(東海4県) 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 (近畿2府4県)	9.796～9.800
中国・四国地方	山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県(中国5県) 香川県、愛媛県、徳島県、高知県(四国4県)	9.795～9.799
九州地方	長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、 鹿児島県(薩摩地方に限る)	9.794～9.797
	鹿児島県(薩摩地方を除く)	9.791～9.794
沖縄地方	沖縄県	9.789～9.792

表6－地方別に見る重力加速度の範囲

精度等級3級 目量の数1000～3920		
地域名	都道府県	重力加速度の範囲 (m/s^2)
北海道地方	北海道	9.803～9.807
東北地方	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県	9.799～9.804
	福島県	9.798～9.801
新潟・北関東	新潟県、茨城県、栃木県、群馬県	9.796～9.801
関東甲信地方 (茨城・栃木県を除く)	東京都、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県	9.794～9.799
東海・北陸・近畿・ 中国・四国地方	福井県、富山県、石川県(北陸3県) 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県(東海4県) 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 (近畿2府4県) 山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県(中国5県) 香川県、愛媛県、徳島県、高知県(四国4県)	9.795～9.800
九州地方	長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、 鹿児島県(薩摩地方に限る)	9.794～9.797
南西諸島地方	鹿児島県(薩摩地方を除く)、沖縄県	9.789～9.794

表7－地方別に見る重力加速度の範囲

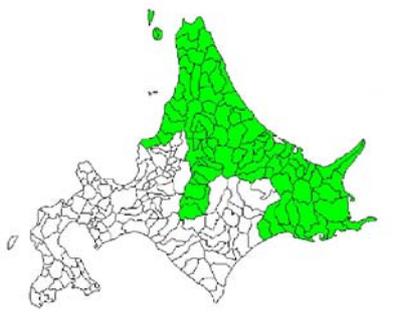
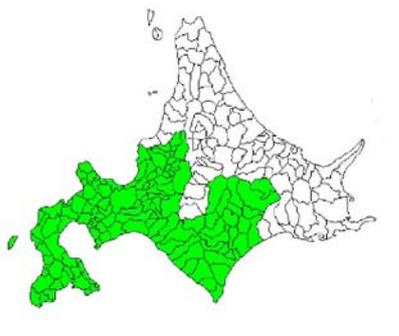
精度等級3級 目量の数800～1000		
地域名	都道府県	重力加速度の範囲 (m/s^2)
北海道地方	北海道	9.803～9.807
東北地方	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	9.798～9.804
関東甲信越・東海・ 北陸・近畿・中国・四 国地方	茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、東京都、群馬県、 埼玉県、山梨県、長野県、新潟県(1都9県) 福井県、富山県、石川県(北陸3県) 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県(東海4県) 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 (近畿2府4県) 山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県(中国5県) 香川県、愛媛県、徳島県、高知県(四国4県)	9.794～9.801
四国・九州・ 沖縄地方	香川県、愛媛県、徳島県、高知県(四国4県) 長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、 鹿児島県 沖縄県	9.789～9.797

表8－地方別に見る重力加速度の範囲

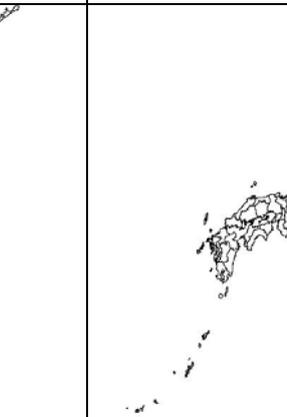
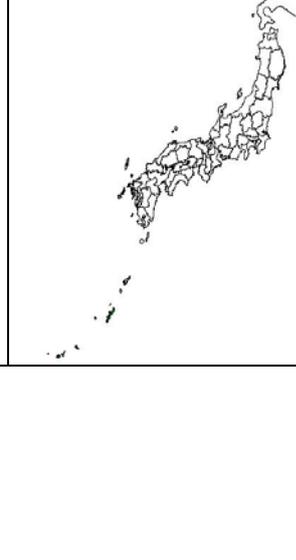
精度等級3級 目量の数100～800		
地域名	都道府県	重力加速度の範囲 (m/s ²)
北海道・東北・関東・ 中部・関西・中国・ 四国地方	北海道 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、 福島県(東北6県) 茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、東京都、群馬県、 埼玉県(関東1都6県) 福井県、富山県、石川県、山梨県、長野県、新潟県、 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県(中部10県) 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 (関西2府4県) 山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県(中国5県) 香川県、愛媛県、徳島県、高知県(四国4県)	9.795～9.807
関東・中部・関西・ 中国・四国・九州・ 沖縄地方	茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、東京都、群馬県、 埼玉県(関東1都6県) 福井県、富山県、石川県、山梨県、長野県、新潟県、 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県(中部10県) 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 (関西2府4県) 山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県(中国5県) 香川県、愛媛県、徳島県、高知県(四国4県) 長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、 鹿児島県(九州7県) 沖縄県	9.789～9.801

表9－地方別に見る重力加速度の範囲

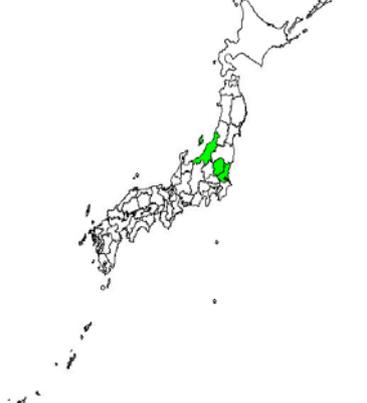
精度等級3級 目量の数4900~6000

<p>9.804~9.807 m/s² 道北・道東地方(十勝地方を除く)</p>	<p>9.803~9.806 m/s² 道央・道南・十勝地方</p>	<p>9.801~9.804 m/s² 青森県・岩手県</p>
		
<p>9.800~9.803 m/s² 宮城県・秋田県</p>	<p>9.799~9.802 m/s² 山形県・宮城県</p>	<p>9.798~9.801 m/s² 福島県・新潟県・茨城県</p>
		
<p>9.797~9.800 m/s² 栃木県・北陸地方</p>	<p>9.796~9.799 m/s² 千葉県・神奈川県・山梨県・ 群馬県・埼玉県・東京都 (八丈・小笠原支庁を除く) 東海・近畿・中国地方</p>	<p>9.795~9.797 m/s² 四国地方</p>
		

精度等級3級 目量の数4900~6000

<p>9.795~9.798 m/s² 長野県</p>	<p>9.794~9.796 m/s² 東京都(八丈・小笠原支庁)</p>	<p>9.794~9.797 m/s² 九州地方 (大隅・薩南・奄美諸島は除く)</p>
		
<p>9.791~9.794 m/s² 鹿児島県 (大隅・薩南・奄美諸島)</p>	<p>9.789~9.792 m/s² 沖縄県</p>	
		

精度等級3級 目量の数3920~4900

<p>9.803~9.807 m/s² 北海道</p>	<p>9.800~9.804 m/s² 北東北 (青森県・岩手県・秋田県)</p>	<p>9.798~9.802 m/s² 南東北 (宮城県・山形県・福島県)</p>
		
<p>9.797~9.801 m/s² 新潟県・茨城県・栃木県</p>	<p>9.794~9.798 m/s² 東京都</p>	<p>9.796~9.800 m/s² 北陸・東海・近畿・中国地方</p>
		
<p>9.795~9.799 m/s² 千葉県・神奈川県・山梨県・群馬県・埼玉県・長野県・東京都(小笠原支庁は除く)・東海・近畿・中国・四国地方</p>	<p>9.794~9.797 m/s² 九州地方 (薩南諸島は除く)</p>	<p>9.791~9.794 m/s² 鹿児島県 (薩南諸島)</p>
		

精度等級3級 目量の数3920～4900

<p>9.789～9.792 m/s² 沖縄県</p>	
	

精度等級3級 目量の数1000~3920

<p>9.803~9.807 m/s² 北海道</p>	<p>9.799~9.804 m/s² 東北 (青森県・岩手県・秋田県・ 宮城県・山形県)</p>	<p>9.796~9.801 m/s² 福島県・新潟県・北関東3県</p>
		
<p>9.794~9.799 m/s² 関東甲信地方 (茨城県・栃木県は除く)</p>	<p>9.795~9.800 m/s² 北陸・東海・近畿・中国・四国地方</p>	<p>9.794~9.797 m/s² 九州地方 (薩南諸島を除く)</p>
		
<p>9.789~9.794 m/s² 鹿児島県(薩南諸島) 沖縄県</p>		
		

精度等級3級 目量の数800~1000

<p>9.803~9.807 m/s² 北海道</p>	<p>9.798~9.804 m/s² 東北地方</p>	<p>9.794~9.801 m/s² 関東甲信越・北陸・東海・近畿・ 中国・四国地方</p>
		
<p>9.789~9.797 m/s² 四国・九州・沖縄地方</p>		
		

精度等級3級 目量の数100~800

<p>9.795~9.807 m/s² 東日本地方</p>	<p>9.789~9.801 m/s² 西日本地方</p>	
		